

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	100,000,000
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	250,000
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	101,630,000

(注) 1 当事業年度末現在において、「当銀行の発行する株式の総数は、101,767,000株とし、このうち100,000,000株は普通株式、67,000株は第一種優先株式、100,000株は第二種優先株式、800,000株は第三種優先株式、250,000株は第四種優先株式、250,000株は第五種優先株式、300,000株は第六種優先株式とする。ただし、株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときには、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

なお、当事業年度の末日までに第一種優先株式32,000株、第三種優先株式105,000株がそれぞれ普通株式に転換されております。

2 平成18年6月29日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、「当銀行の発行可能株式総数は、101,630,000株とする。」、「当銀行の発行可能種類株式総数は、普通株式が100,000,000株、第一種優先株式が35,000株、第二種優先株式が100,000株、第三種優先株式が695,000株、第四種優先株式が250,000株、第五種優先株式が250,000株、第六種優先株式が300,000株とする。」旨定めております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成18年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年6月30日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	55,212,947	55,427,141		議決権あり (注)1
第一種優先株式	35,000	同左		(注)1, 2
第二種優先株式	100,000	同左		(注)1, 3
第三種優先株式	695,000	同左		(注)1, 4
第1回第六種優先株式	70,001	同左		(注)5
計	56,112,948	56,327,142		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成18年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当銀行は、剰余金の配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)または第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当銀行は、中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有するものとする。

(ホ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (a) 当銀行は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当銀行は、第一種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (c) 当銀行は、第一種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(ハ)取得請求

第一種優先株主は、普通株式の交付と引換えに第一種優先株式の取得を請求することができる。

取得請求期間

発行日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得の条件

①取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は952,400円とする。

②取得請求権行使価額の修正

取得請求権行使価額は、平成15年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後取得請求権行使価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後取得請求権行使価額が952,400円(以下「下限取得請求権行使価額」という。ただし、下記①により調整される)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記①により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額は①に準じて調整される。

③取得請求権行使価額の調整

③第一種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記の算式(以下「取得請求権行使価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、取得請求権行使価額調整式により算出される調整後取得請求権行使価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後取得請求権行使価額とする。

()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利を付与するときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込の日の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

()株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合
株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合において、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)が、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行に当該株式の取得を請求する権利もしくは当銀行が当該株式を取得することができる旨の条項が付された株式(以下「転換型株式」という)、または、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって当銀行に普通株式の交付を請求することができる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に基準日を設けて割当てを受ける権利を付与するときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは、転換型株式の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ての場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ての場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。この場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換型株式の取得または新株予約権行使の結果交付された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- ①合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記④に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ②取得請求権行使価額調整式で使用する時価は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記④()ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記④により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記④に準じて調整される。
- ③取得請求権行使価額調整式で使用する調整前取得請求権行使価額は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- ④取得請求権行使価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当銀行の発行済普通株式数とする。
- ⑤第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき当銀行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得請求権行使のために提出した第一種優先株式の払込金相当額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。

- ⑥第一種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容

当銀行普通株式

- ⑦取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

- ⑧取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書および第一種優先株式の株券が上記⑦の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉取得

- ⑨当銀行は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第一種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。

- ⑩前項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

3 第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当銀行は、剰余金の配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある事業年度において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当銀行は、中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ホ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (a) 当銀行は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当銀行は、第二種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (c) 当銀行は、第二種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(ヘ)取得請求

第二種優先株主は、普通株式の交付と引換えに第二種優先株式の取得を請求することができる。

取得請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得の条件

①取得請求権行使価額

取得請求権価額は952,400円とする。

②取得請求権行使価額の修正

取得請求権行使価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後取得請求権行使価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後取得請求権行使価額が952,400円(以下「下限取得請求権行使価額」という。ただし、下記③により調整される)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記③により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額は③に準じて調整される。

③取得請求権行使価額の調整

②第二種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記の算式(以下「取得請求権行使価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、取得請求権行使価額調整式により算出される調整後取得請求権行使価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後取得請求権行使価額とする。

- ()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利を付与するときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込の日の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- ()株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合
株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合において、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)が、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- ()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行に当該株式の取得を請求する権利もしくは当銀行が当該株式を取得することができる旨の条項が付された株式(以下「転換型株式」という)、または、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって当銀行に普通株式の交付を請求することができる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
株主に基準日を設けて割当てを受ける権利を付与するときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは、転換型株式の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けないで割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。この場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換型株式の取得または新株予約権行使の結果交付された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- ①合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記④に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ②取得請求権行使価額調整式で使用する時価は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記④()ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。
ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記④により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記④に準じて調整される。
- ③取得請求権行使価額調整式で使用する調整前取得請求権行使価額は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- ④取得請求権行使価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当銀行の発行済普通株式数とする。
- ⑤第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき当銀行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が取得請求権行使のために提出した第二種優先株式の払込金相当額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。

- ⑥第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容
当銀行普通株式
- ⑦取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑧取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求書および第二種優先株式の株券が上記⑦の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉取得

- ①当銀行は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第二種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、第二種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。
- ②前項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

4 第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当銀行は、剰余金の配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録株式質権者(以下「第三種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある事業年度において、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当銀行は、中間配当を行うときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当銀行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。
- (b) 第三種優先株主または第三種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)議決権

第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有するものとする。

(ホ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (a) 当銀行は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当銀行は、第三種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (c) 当銀行は、第三種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(ヘ)取得請求

第三種優先株主は、普通株式の交付と引換えに第三種優先株式の取得を請求することができる。

取得請求期間

発行日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得の条件

①取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は830,900円とする。

④取得請求権行使価額の修正

取得請求権行使価額は、平成15年10月1日から平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後取得請求権行使価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後取得請求権行使価額が251,100円(以下「下限取得請求権行使価額」という。ただし、下記⑤により調整される)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。

⑤取得請求権行使価額の調整

①第三種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記の算式(以下「取得請求権行使価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \text{調整前取得請求権行使価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当り} \times \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、取得請求権行使価額調整式により算出される調整後取得請求権行使価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後取得請求権行使価額とする。

- ()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利を付与するときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込の日の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- ()株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合
株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合において、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)が、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- ()取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行に当該株式の取得を請求する権利もしくは当銀行が当該株式を取得することができる旨の条項が付された株式(以下「転換型株式」という)、または、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって当銀行に普通株式の交付を請求することができる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
株主に基準日を設けて割当てを受ける権利を付与するときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは、転換型株式の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。この場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使に際しての払込金額が、転換型株式の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合には、転換型株式にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に基づく取得が可能となる最初の日または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後取得請求権行使価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。

- ⑥ただし、上記⑤に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、上記⑤により修正された修正後取得請求権行使価額を調整前取得請求権行使価額として調整後取得請求権行使価額を算出し、当該修正前取得請求権行使価額については調整を行わないものとする。
- ⑦合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ⑧取得請求権行使価額調整式で使用する時価は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記④()ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ⑨取得請求権行使価額調整式で使用する調整前取得請求権行使価額は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- ⑩取得請求権行使価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当銀行の発行済普通株式数とする。
- ⑪取得請求権行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、上記④()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記④()の場合には0円、上記④()の場合には当該取得請求権行使価額または新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。
- ⑫下限取得請求権行使価額の調整
上記④により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記④⑨により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、上記④⑩に定める場合には、調整後取得請求権行使価額は当該修正日以降これを適用するものとする。
- ⑬第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき当銀行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が取得請求権行使のために提出した第三種優先株式の払込金相当額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。

- ⑭第三種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容
当銀行普通株式
- ⑮取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑯取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求書および第三種優先株式の株券が上記⑮の取得請求受付場所に到着した日に発生する。
- 一斉取得
- ⑰当銀行は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第三種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、第三種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式1株の払込金相当額を258,330円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。
- ⑱前項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

5 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当銀行は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当銀行は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円を上限として中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

- (a) 当銀行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)取得条項

当銀行は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部又は全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(ホ)議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (a) 当銀行は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (c) 当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成13年6月28日 (注) 1		416,620		20,831,000	4,881,454	12
平成15年3月13日 (注) 2	1,245,000	1,661,620	32,121,000	52,952,000	32,121,000	32,121,012
平成15年3月14日 (注) 3	1,080,000	2,741,620	27,864,000	80,816,000	27,864,000	59,985,012
平成15年3月17日 (注) 4	53,037,185	55,778,805	479,169,000	559,985,000	819,708,265	879,693,278
平成16年4月1日 (注) 5		55,778,805		559,985,000	220,966,394	658,726,883
平成16年9月21日 (注) 6	2	55,778,807		559,985,000	246,205,398	904,932,281
平成17年3月30日 (注) 7	70,001	55,848,808	105,001,500	664,986,500	105,001,500	1,009,933,781
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注) 8	264,140	56,112,948		664,986,500		1,009,933,781
平成17年8月9日 (注) 9		56,112,948		664,986,500	344,900,000	665,033,781

(注) 1 欠損てん補

2 有償第三者割当 普通株式 発行価額 51,600円 資本組入額 25,800円

3 有償第三者割当 普通株式 発行価額 51,600円 資本組入額 25,800円

4 旧株式会社三井住友銀行との合併(合併比率 1 : 0.007)

5 一部の子会社の管理営業を承継させる新設分割によるものであります。

6 グループ会社再編にかかる株式交換によるものであります。

7 有償第三者割当 第1回第六種優先株式 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円

8 優先株式の普通株式への転換により、第一種優先株式が32,000株、第三種優先株式が105,000株それぞれ減少し、普通株式が401,140株増加いたしました。

9 商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

10 平成18年5月17日に、第一種優先株式35,000株、第二種優先株式33,000株に係る取得請求権の行使により、普通株式が214,194株増加いたしました。

なお、旧株式会社三井住友銀行の発行済株式総数、資本金等の推移については、以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成13年4月2日 (注)1	3,273,423	6,581,485	523,851,903	1,276,700,535	991,326,846	1,634,407,041
平成14年3月9日 (注)2		6,581,485		1,276,700,535	357,614,600	1,276,792,441
平成14年3月15日 (注)3		6,581,485		1,276,700,535	11,999	1,276,804,441
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日 (注)4	91,324	6,672,810	50,045,649	1,326,746,185	49,954,350	1,326,758,792
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日 (注)5	3,614	6,676,424		1,326,746,185		1,326,758,792
平成15年2月3日 (注)6		6,676,424	494,100,000	832,646,185		1,326,758,792
平成15年2月5日 (注)7	313,556	6,989,980		832,646,185	94,680,114	1,421,438,907
平成15年2月12日 (注)8	454,078	7,444,059	75,377,039	908,023,224	74,922,960	1,496,361,867
平成15年3月13日 (注)9	961,538	8,405,597	149,999,999	1,058,023,224	149,999,999	1,646,361,867

(注) 1 旧株式会社さくら銀行との合併(合併比率 1 : 0.6)

2 商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づく資本準備金の取り崩し

3 エスエムピーシー資産管理サービス株式会社(当行の100%出資子会社)との合併

4 転換社債の普通株式への転換

5 優先株式の普通株式への転換

6 管理営業を当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループに承継させる会社分割を行うことによる資本金の減少

7 エスエムピーシー信用保証株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことによる資本準備金の増加

8 有償第三者割当 普通株式 発行価額 331円 資本組入額 166円

9 有償第三者割当 普通株式 発行価額 312円 資本組入額 156円

(4) 【所有者別状況】

普通株式

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況							端株の 状況	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				55,212,947				55,212,947	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

第一種優先株式

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況							端株の 状況	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				35,000				35,000	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

第二種優先株式

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況							端株の 状況	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				100,000				100,000	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

第三種優先株式

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況							端株の 状況	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				695,000				695,000	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

第1回第六種優先株式

(平成18年3月31日現在)

区分	株式の状況							端株の 状況	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1				1	
所有株式数 (株)				70,001				70,001	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

(5) 【大株主の状況】

普通株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	55,212,947	100.00
計		55,212,947	100.00

第一種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	35,000	100.00
計		35,000	100.00

第二種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	100,000	100.00
計		100,000	100.00

第三種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	695,000	100.00
計		695,000	100.00

第1回第六種優先株式

(平成18年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	70,001	100.00
計		70,001	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成18年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 900,001		(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,212,947	55,212,947	
端株			(注)
発行済株式総数	56,112,948		
総株主の議決権		55,212,947	

(注) 「1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載または記録しない。」旨定款に定めております。
 なお、平成18年6月29日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、当該定めは削除されました。

【自己株式等】

該当ありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】 優先株式

イ 【定時総会決議による買受けの状況】

(平成18年6月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (平成17年6月29日決議)	第一種優先株式	上限 35,000	上限 300,000,000,000
	第二種優先株式	上限 100,000	上限 300,000,000,000
	第三種優先株式	上限 695,000	上限 300,000,000,000
		合算上限 830,000	合算上限 300,000,000,000
前決議期間における 取得自己株式	第一種優先株式		
	第二種優先株式		
	第三種優先株式		
残存授權株式の総数及び 価額の総額	第一種優先株式	上限 35,000	上限 300,000,000,000
	第二種優先株式	上限 100,000	上限 300,000,000,000
	第三種優先株式	上限 695,000	上限 300,000,000,000
		合算上限 830,000	合算上限 300,000,000,000
未行使割合(%)	第一種優先株式	100.00	100.00
	第二種優先株式	100.00	100.00
	第三種優先株式	100.00	100.00
		100.00	100.00

- (注) 1 完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループから取得するものとしております。
 2 経済情勢及び市場動向等の経営環境を総合的に勘案した結果、未行使割合は上記の通りとなっております。
 3 当該授權株式数を前定時株主総会終結日現在の各種優先株式の発行済株式総数で除した割合は92.22%であります。

ロ 【子会社からの買受けの状況】

(平成18年6月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)			
前決議期間における 取得自己株式			
残存決議株式数及び 価額の総額			
未行使割合(%)			

八 【取締役会決議による買受けの状況】

(平成18年6月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)			
前決議期間における 取得自己株式			
残存決議株式数及び 価額の総額			
未行使割合(%)			

二 【取得自己株式の処理状況】

(平成18年6月29日現在)

区分	株式の種類	処分、消却又は 移転株式数(株)	処分価額の総額(円)
新株発行に関する手続きを準用する 処分を行った取得自己株式			
消却の処分を行った取得自己株式			
合併、株式交換、会社分割に係る 取得自己株式の移転			

ホ 【自己株式の保有状況】

(平成18年6月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)
保有自己株式数	第一種優先株式	35,000
	第二種優先株式	33,000

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

(平成18年6月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議	普通株式	上限 2,500,000	上限 400,000,000,000
	第二種優先株式	上限 67,000	上限 400,000,000,000
	第三種優先株式	上限 695,000	上限 400,000,000,000
		合算上限 3,262,000	合算上限 400,000,000,000

(注) 1 自己株式を取得することができる期間は、平成18年8月11日から平成19年5月31日までとしております。

2 当該授權株式数のうち、普通株式の授權株式数を当定時株主総会終結日現在の発行済普通株式数で除した割合は4.51%、優先株式の授權株式数を当定時株主総会終結日現在の各種優先株式の発行済株式総数で除した割合は84.66%であります。

なお、当定時株主総会終結日現在の発行済普通株式数並びに各種優先株式の発行済株式総数には、平成18年6月1日から当定時株主総会終結日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの経営方針に従って、同社に対して配当を行っております。

当事業年度は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの財務基盤強化の観点から、普通株式の期末配当を1株当たり5,434円(配当金額300,027百万円)といたしました。なお、普通株式の中間配当金として1株当たり280円(配当金額15,459百万円)、各種優先株式の中間配当金としてそれぞれ所定の年間配当額(18,934百万円)を支払っております。

(注) 当事業年度の中間配当に関する取締役会決議日 平成18年3月30日(中間配当基準日 毎年12月31日)

4 【株価の推移】

(1) 普通株式

当株式は証券取引所に上場されていません。

(2) 優先株式

各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されていません。

5 【役員状況】

(平成18年6月30日現在)

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)	北山 禎介	昭和21年10月26日生	昭和44年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成16年4月 平成16年6月 平成16年6月 平成17年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 同取締役社長(現職) 株式会社三井住友銀行取締役会長(現職)	
頭取 (代表取締役) 兼 最高執行役員	奥 正之	昭和19年12月2日生	昭和43年4月 平成6年6月 平成10年11月 平成11年6月 平成13年1月 平成13年4月 平成14年12月 平成14年12月 平成15年6月 平成17年6月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同常務取締役 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役 同取締役退任 株式会社三井住友銀行副頭取兼副頭取執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長(現職) 株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員(現職)	
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	平澤 正英	昭和22年9月15日生	昭和45年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成13年1月 平成13年4月 平成14年12月 平成15年3月 平成15年6月 平成16年4月 平成17年6月 平成18年4月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同取締役辞任 同執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部長 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 同副頭取兼副頭取執行役員 同取締役兼副頭取執行役員(現職)	

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	矢 作 光 明	昭和23年3月3日生	昭和45年4月 平成10年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成16年4月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行取締役 同取締役辞任 同執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 同副頭取兼副頭取執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 同取締役退任 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員(現職)	
取締役 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員	中 野 健二郎	昭和22年8月13日生	昭和46年4月 平成10年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成13年4月 平成14年6月 平成15年3月 平成16年4月 平成17年6月 平成18年4月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同取締役辞任 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 同取締役兼副頭取執行役員(現職)	
取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	相 京 重 信	昭和24年10月1日生	昭和47年4月 平成11年6月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成17年6月 平成18年4月	株式会社住友銀行入行 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職)	
取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	遠 藤 修	昭和24年12月1日生	昭和47年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成17年6月 平成18年4月 平成18年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員	東 俊太郎	昭和24年6月27日生	昭和47年4月 平成11年6月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成18年4月 平成18年4月 平成18年4月	株式会社住友銀行入行 同執行役員 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 同常務執行役員 同専務執行役員欧州本部長委嘱 同専務執行役員アジア本部長委嘱 同取締役兼専務執行役員アジア本部長委嘱(現職)	
取締役 兼 専務執行役員	尾野 俊二	昭和25年6月28日生	昭和48年4月 平成13年4月 平成14年6月 平成14年6月 平成15年3月 平成17年6月 平成18年4月	株式会社神戸銀行入行 株式会社三井住友銀行姫路法人営業部長 同公共法人営業部長 同執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 同常務執行役員 同取締役兼専務執行役員(現職)	
取締役 兼 専務執行役員	種橋 潤治	昭和25年7月22日生	昭和48年4月 平成13年4月 平成14年6月 平成14年6月 平成14年12月 平成15年3月 平成16年1月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年4月	株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行財務企画部長 同経営企画部長 同執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ企画部長 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 同取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職)	
取締役 兼 専務執行役員	津末 博澄	昭和23年10月19日生	昭和48年4月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成18年4月	株式会社三井銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 同常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員(現職) 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員(現職)	
取締役	山内 悦嗣	昭和12年6月30日生	昭和37年12月 昭和61年9月 平成3年10月 平成5年10月 平成11年5月 平成11年6月 平成11年6月 平成13年4月 平成14年12月 平成14年12月 平成17年6月	アーサーアンダーセン入社 同社日本代表 英和監査法人 統括代表 井上斎藤英和監査法人 理事長 朝日監査法人 専務理事 アーサーアンダーセン 日本副代表 朝日監査法人 専務理事退任 同社退職 アーサーアンダーセン退職 株式会社住友銀行取締役 株式会社三井住友銀行取締役 同取締役辞任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	山 川 洋一郎	昭和16年7月21日生	昭和41年4月 弁護士登録(現職) 昭和54年4月 古賀・吉川・山川・中川法律事務所パートナー(現職) (昭和59年4月) (上記事務所の名称を「古賀総合法律事務所」と改称) 平成3年9月 ミシガン大学ロースクール客員教授 平成4年10月 同大学ロースクール客員教授退任 平成13年6月 株式会社三井住友銀行取締役 平成14年12月 同取締役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 平成17年6月 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	
取締役	横 山 禎 徳	昭和17年9月16日生	昭和41年4月 前川國男建築設計事務所入所 昭和48年9月 デイビス・プロディ アンド アソシエーツ入所 昭和50年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 昭和62年7月 同社ディレクター(シニア・パートナー) 平成14年6月 同社退職 平成14年6月 オリックス株式会社取締役(現職) 平成15年4月 株式会社産業再生機構監査役(現職) 平成18年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行取締役(現職)	
常任監査役	松 本 龍 昌	昭和27年11月13日生	昭和50年4月 株式会社住友銀行入行 平成13年4月 株式会社三井住友銀行本店営業第五部長 平成14年6月 同人形町法人営業部長 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)人形町法人営業部長 平成16年4月 同業務監査部上席査査役 平成16年6月 同常任監査役(現職)	
常任監査役	神 谷 敬 三	昭和28年5月16日生	昭和51年4月 株式会社住友銀行入行 平成13年4月 株式会社三井住友銀行大森西口法人営業部長兼大森西口ビジネスサポートプラザ部長 平成14年4月 同大森西口法人営業部長 平成14年6月 同融資管理部長 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)融資管理部長 平成16年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査部長 株式会社三井住友銀行本店上席調査役 平成18年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査部部付部長 平成18年6月 株式会社三井住友銀行常任監査役(現職)	
監査役	大 西 勝 也	昭和3年9月10日生	昭和28年4月 京都地方裁判所判事補任官 昭和63年2月 最高裁判所事務総長 平成元年11月 東京高等裁判所長官 平成3年5月 最高裁判所判事 平成10年9月 退官 平成10年11月 弁護士登録(現職) 平成12年6月 株式会社住友銀行監査役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行監査役 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)監査役(現職)	

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
監査役	荒木 浩	昭和6年4月18日生	昭和29年4月 東京電力株式会社入社 平成5年6月 同社取締役社長 平成11年6月 同社取締役会長 平成14年9月 同社顧問(現職) 平成16年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職) 平成18年6月 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	
監査役	宇野 郁夫	昭和10年1月4日生	昭和34年3月 日本生命保険相互会社入社 平成9年4月 同社代表取締役社長 平成17年4月 同社代表取締役会長(現職) 平成17年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職) 平成18年6月 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	
監査役	楠 守雄	昭和21年11月4日生	昭和45年4月 株式会社神戸銀行入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成12年4月 同常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 平成15年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成16年4月 同専務取締役兼専務執行役員 平成17年6月 同取締役退任 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 平成18年6月 同取締役辞任 同常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	
計				

- (注) 1 取締役 山内悦嗣、同 山川洋一郎、同 横山禎徳の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役 大西勝也、同 荒木 浩、同 宇野郁夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当行は執行役員制度を導入しております。平成18年6月30日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)の構成は以下のとおりであります。
- 常務執行役員 14名
執行役員 45名

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、「経営理念」を当行の経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置づけております。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つと考えております。

< 経営理念 >

お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。

事業の発展を通じて、株主価値の持続的な増大を図る。

勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

経営理念に掲げる考え方について、行内での共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を経営理念に基づき定め、当行の全役職員に周知・浸透を図っております。

< 行動規範 >

株主価値の増大に努めると同時に、顧客、社員等のステークホルダーとの健全な関係を保つ。

信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動する。

知識、技能、知恵の継続的な獲得・更新を行い、同時にあらゆる面における生産性向上に注力し、他より優れた金融サービスを競争力ある価格で提供する。

お客さま一人一人の理解に努め、変化するニーズに合った価値を提供することにより、グローバルに通用するトップブランドを構築する。

「選択と集中」を実践し、戦略による差別化を図る。経営資源の戦略的投入により、自ら選別した市場においてトッププレイヤーとなる。

先進性と独創性を尊び積極果敢に行動し、経営のあらゆる面で常に他に先行することにより、時間的な差別化を図る。

多様な価値観を包含する合理性と市場原理に立脚した強い組織を作る。意思決定を迅速化し、業務遂行力を高めるために、厳格なリスクマネジメントの下、権限委譲を進める。

能力と成果を重視する客観的な評価・報酬制度の下で、高い目標に取り組んでいくことにより、事業も社員も成長を目指す。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

(役員の状況)

当行では監査役制度を採用しております。

役員は取締役14名、監査役6名の体制となっており、このうち取締役3名、監査役3名は社外からの選任であります(平成18年6月末現在)。

社外取締役には、当行の業務執行に関し、適法性・妥当性確保の観点から専門家(公認会計士・弁護士・経営コンサルタント経験者)を選任しております。

また、当行では、「業務執行機能」と「監督機能」を分離して経営の透明性と健全性を高める観点から執行役員制度を採用、取締役会が選任した執行役員69名が業務を執行し、取締役会は主としてその監督にあたる体制としております(平成18年6月末現在)。

さらに、三井住友フィナンシャルグループが持株会社として、当行の経営管理にあっております。

(取締役会・監査役)

取締役会は原則として月1回開催されておりますが、取締役会の議長には取締役会長が就任、業務全般を統括する頭取との分担を図っております。

なお、取締役会長は執行役員を兼務せず、主として業務執行の監督にあっております。

監査役は、取締役会をはじめとした当行の重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当行・子会社の業務執行状況の監査を実施しております。当行及び三井住友フィナンシャルグループは、監査役による監督・監視機能を重視しており、役付取締役経験者を監査役に選任しているほか、監査役から経営者への提言等を含めた意見交換を定期的に行うなど、監査役監査の実効性向上を図っております。

(業務執行)

業務執行については、取締役会において選任された69名の執行役員がこれを担当しております(うち10名は取締役を兼務)。

当行の業務執行に関する最高意思決定機関としては、取締役会の下に「経営会議」を設置しております。同会議は頭取が主宰し、頭取が指名する執行役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営会議を構成する役員間で行った協議を踏まえて採否を決定したうえで執行しております。さらに、経営会議の一部として「内部監査会議」を設置し、経営会議を構成する役員に内部監査部署の長を加え、監査に関する事項の協議を行っております。

(3) 内部統制システム

当行では、健全な経営を堅持していくために、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等、内部統制システムの整備による磐石な経営体制の構築を重要な経営課題と位置づけ、取り組んでおります。

(内部監査体制)

当行は、業務ラインから独立した「業務監査部門」を設置しております。業務監査部門は、業務監査部及び資産監査部で構成されております。

業務監査部及び資産監査部は、当行の業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(注)の基準等に則った手続により内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証しております。また、グループ各社に対する監査や各社の内部監査実施状況のモニタリングを通じ、各社の内部管理態勢の検証を行っております。これらの監査結果については、取締役会、内部監査会議、及び三井住友フィナンシャルグループ取締役会、同監査委員会に対して定例的に報告を行っております。

また、監査役、業務監査部門及び会計監査人は、必要に応じて情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

平成18年3月末現在の人員は、業務監査部317名(資産監査部との兼務者2名及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査部との兼務者8名を含む)、資産監査部50名(業務監査部との兼務者2名を含む)となっております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc.(IIA))

内部監査人協会とは、内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体です。内部監査に関する理論・実務の研究を行っている他、内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定を行っています。

(会計監査の状況)

当行はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 佐藤正典、沼野廣志、高波博之

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 17名、会計士補 16名

(コンプライアンス)

当行は、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、コンプライアンス体制を整備しております。

取締役会・経営会議では、コンプライアンスに関する重要な事項の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。

また、コンプライアンス担当役員、関連部長のほか、諮問委員として外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、当行のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。

その他、当行では、企業としての自浄作用を高めるとともに、通報者の保護を図ることを目的として、内部通報制度を設けております。本制度は、当行役職員による法令や内部規程への違反の事態について、従業員からの直接の通報を受け付け、問題の端緒を速やかに把握し、拡大の未然防止を図ることを狙いとするもので、通報受付窓口として、行内部署に加え外部弁護士も対応しております。

(リスク管理)

当行は、親会社である三井住友フィナンシャルグループの定める「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、リスク管理体制を構築しております。

当行として管理すべき各リスクについては、リスク管理担当部署を定め、リスクカテゴリー毎にその特性に応じた管理を実施するとともに、これらのリスクを総合的に管理する観点から、各業務部門から独立した「統合リスク管理部」を設置し、経営企画部とともに各リスクの網羅的、体系的な管理を行っています。

また、当行のリスク管理の基本方針は経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得るというプロセスをたどり、こうして承認された基本方針に基づいてリスク管理を行います。

(CSRへの取組み)

当行は、CSRへの取組みを強化するため、「CSR委員会」を設置するほか、経営企画部内に「CSR室」を設置しております。CSR委員会では、経営企画部担当役員を委員長として、社会貢献、環境活動を含む、当行全体のCSR活動に関する事項を協議しております。

また、当行では、CSRの基本方針として、「CSRの定義」及び「CSRの共通理念」を以下のとおり定めております。

< CSRの定義 >

「事業を遂行する中で、お客さま、株主・市場、社会・環境、従業員に、より高い価値を提供することを通じて、社会全体の持続的な発展に貢献していくこと」

< CSRの共通理念 = 「ビジネス・エシックス」 >

お客様本位の徹底

私たちは、お客様に支持される企業集団を目指します。そのために、常にお客様のニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客様の満足と信頼を獲得します。

健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。そのために、株主、お客様、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指します。そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックス(企業倫理)を意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

(情報開示)

当行は、適時適切な情報開示を実施するため、「情報開示委員会」を設置しております。情報開示委員会では、財務企画部担当役員を委員長として、情報開示に係る内容の適正性及び内部統制の有効性・改善策に関する事項を協議しております。

なお、当行は、コンプライアンスやCS・品質管理等に関する諸施策について審議する場として、「業務管理委員会」の設置を決定しており、客観性確保の観点から、外部有識者及び社外取締役が過半数を占める構成としております。審議結果は、当行及び三井住友フィナンシャルグループの取締役会へ報告し、コンプライアンスやCS・品質向上の施策に反映する体制としております。

(4) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要

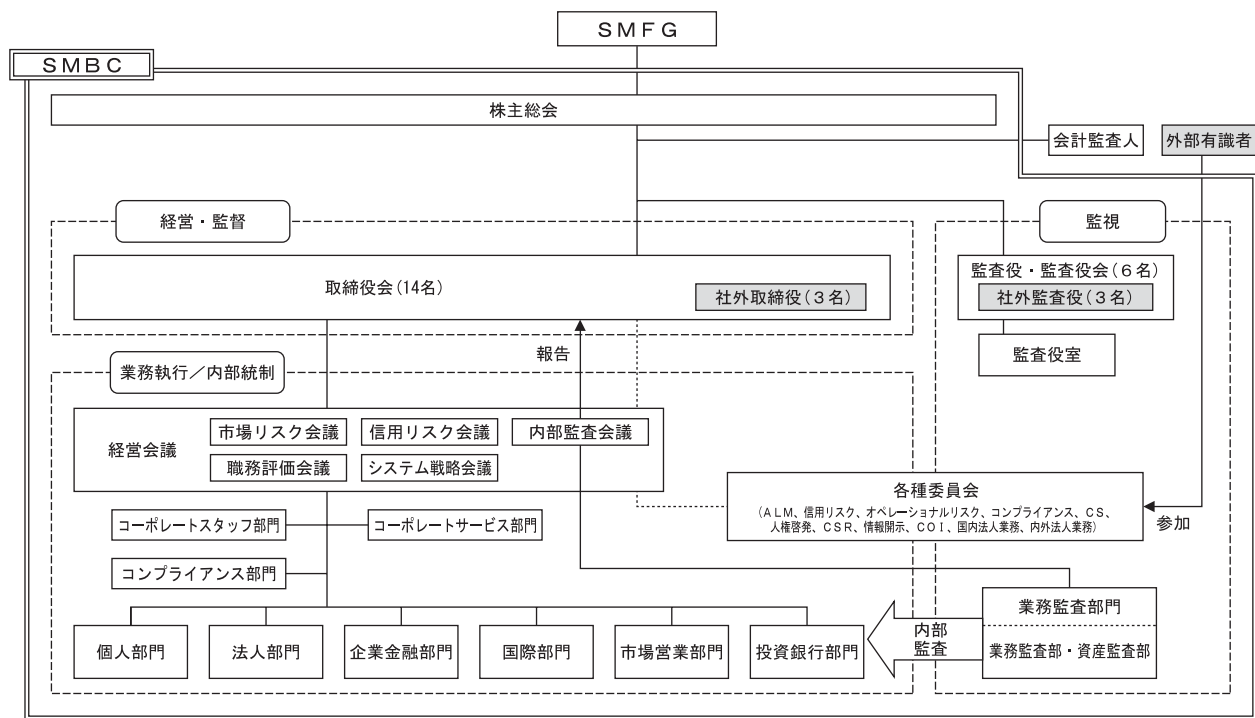
社外取締役である山内悦嗣氏は公認会計士であり、また同じく社外取締役である山川洋一郎氏は弁護士であり、ともに当行との間に特別な利害關係はございません。

社外取締役である横山禎徳氏は、当行との間に特別な利害關係はございません。

社外監査役である大西勝也氏は弁護士であり、当行との間に特別な利害關係はございません。

社外監査役である荒木浩氏は東京電力株式会社の顧問であり、社外監査役である宇野郁夫氏は日本生命保険相互会社の取締役会長であります。いずれも当行との間に特別な利害關係はございません。

なお、当行は、東京電力株式会社及び日本生命保険相互会社と通常の営業取引がございます。



(平成18年6月末現在)

(5) 役員報酬の内容

当事業年度における当行の取締役及び監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

取締役に対する報酬

248百万円

監査役に対する報酬

64百万円

(6) 監査報酬の内容

当行の会計監査人であるあずさ監査法人に対する当行及び連結子会社の報酬は、次のとおりであります。

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬

412百万円

上記以外の業務に基づく報酬

76百万円